

ひとりが
幸せな
社会のために

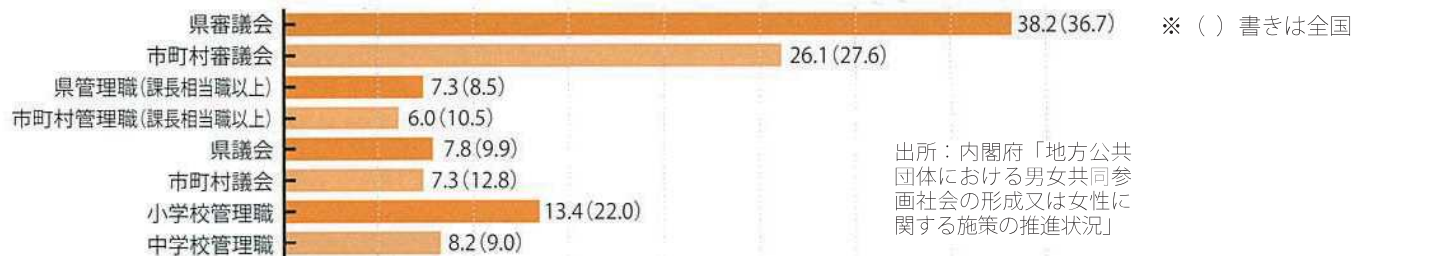


皆さんは「202030（にいまるにいまるさんまる）」という言葉を知っていますか。これは、社会の様々な分野において、2020年までに管理職などの指導的地位に立つ女性の割合を、少なくとも全体の30%程度とする目標のことです。この目標は、内閣府の男女共同参画推進本部が2003年に決定し、その後、国を挙げて取り組んできました。2020年を迎えた今、結果はどうでしょう... 現状として、日本社会の様々な分野における女性の活躍は、国際的にみても非常に低い水準にとどまっています。今一度、男女共同参画の基本理念を確認しましょう。

男女共同参画社会とは・・・

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。
(男女共同参画社会基本法第2条)

では、女性の参画状況を見てみましょう



上は、鹿児島県の様々な分野における女性の参画状況を示すグラフです。全国と比較しても女性の参画が低いのが分かります。

男女共同参画の基本理念

男女共同参画は、性別に関わりなくすべての人の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指すための、法律に基づいた理念です。

男女共同参画を推進する上では、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど男女の人権が尊重されることが、理念の中心として求められています。

